

○北九州市客引き行為等の適正化に関する条例

令和 4 年 10 月 12 日
条例第 25 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 客引き行為等の禁止等（第 7 条—第 14 条）
- 第 3 章 客引き行為等対策巡視員等（第 15 条・第 16 条）
- 第 4 章 北九州市客引き行為等適正化推進協議会（第 17 条—第 21 条）
- 第 5 章 雜則（第 22 条・第 23 条）
- 第 6 章 罰則（第 24 条）

付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民等、地域団体、事業者及び市が協働して取り組む客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることにより、全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境の形成を図り、もって本市の魅力と活力の向上及び安全・安心を実感することができるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為（不特定の者の中から相手方を特定して客となるよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）

イ 役務勧誘行為（不特定の者の中から相手方を特定して役務に従事するよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）

ウ 客引き行為又は役務勧誘行為を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き行為又は役務勧誘行為の相手方となるべき者を待つ行為

(2) 市民等 次に掲げる者をいう。

ア 市の区域内に居住する者

イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市の区域内に存する学校に在学する者

エ アからウまでに掲げる者のほか、市の区域内に滞在する者

(市の責務)

第 3 条 市は、市民等、地域団体及び事業者並びに警察その他の関係機関と連携し、客引き行為等の適正化のための取組を行うものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、自らこの条例の目的に反する客引き行為等（以下「不適正な客引き行為等」という。）を行わないようにし、他人が不適正な客引き行為等をしているときはこれを利用しない等客引き行為等の適正化のための活

動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市、他の市民等、地域団体又は事業者が実施する客引き行為等の適正化のための取組に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の責務)

第5条 地域団体は、地域内の市民等及び事業者に対して客引き行為等の適正化について啓発を行い、地域を巡回し、地域において不適正な客引き行為等が行われているときはこれを注意し、及び市に通報する等客引き行為等の適正化のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域団体は、市、市民等、他の地域団体又は事業者が実施する客引き行為等の適正化のための取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員に対して不適正な客引き行為等を行わないよう教育し、及び指導し、不適正な客引き行為等を行わず、及び行わせないこととし、他の事業者により不適正な客引き行為等が行われているときはこれを注意し、市に通報し、及び利用しない等客引き行為等の適正化のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市、市民等、地域団体又は他の事業者が実施する客引き行為等の適正化のための取組に協力するよう努めるものとする。

第2章 客引き行為等の禁止等

(客引き行為等禁止区域の指定等)

第7条 市長は、全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境を形成するため、特に客引き行為等を規制する必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第17条第1項の北九州市客引き行為等適正化推進協議会（同項を除き、以下「協議会」という。）の意見を聞くものとする。

- 3 禁止区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

- 4 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の範囲を変更し、又はその指定を解除することができる。

- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止等)

第8条 何人も、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

- 2 事業者は、前項の規定に違反する客引き行為等の相手方を客とし、又は役務に従事させてはならない。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反する行為（第24条を除き、以下「違反行為」という。）を行った者（以下「違反行為者」という。）に対し、当該違反行為を行ってはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた違反行為者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該違反行為者に対し、当該勧告に係る違反行為を行ってはならない旨を命ずることができる。

(報告の徵収)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、違反行為者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に違反行為者の店舗、事務所その他の違反行為に関係のある場所（以下「店舗等」という。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項に規定する立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第13条 市長は、違反行為者が正当な理由なく第10条の規定による命令に違反したときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該公表をされるべき者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該公表をされるべき者の店舗等の名称及び所在地
- (3) 当該命令の内容
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、当該公表をされるべき者を特定するために必要な事項

2 市長は、違反行為者が正当な理由なく第11条の規定による報告の要求に対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前条第1項に規定する立入検査を受ける者が正当な理由なく、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該公表をされるべき者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該公表をされるべき者の店舗等の名称及び所在地
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、当該公表をされるべき者を特定するために必要な事項

3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

(土地等の所有者等への通知)

第14条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表をされた者の店舗等の用に供されている土地又は建物の所有者又は管

理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

第3章 客引き行為等対策巡視員等

(客引き行為等対策巡視員)

第15条 市は、客引き行為等の適正化のため、客引き行為等対策巡視員（以下「巡視員」という。）を置く。

2 巡視員は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第9条の規定による勧告、第10条の規定による命令及び第24条に規定する過料の処分に関する事務

(2) 客引き行為等の適正化についての啓発に関する事務

(3) 前2号に掲げる事務のほか、客引き行為等の適正化に関し必要な事務

3 巡視員は、規則で定める要件を備える者のうちから市長が任命する。

4 巡視員は、その事務を行うに当たっては、その身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(客引き行為等対策推進員)

第16条 市長は、禁止区域における客引き行為等の適正化のため、禁止区域の地域団体の推薦に基づき、当該地域団体の構成員（事業者にあっては、その従業員を含む。）のうちから客引き行為等対策推進員を委嘱することができる。

2 前項の客引き行為等対策推進員は、違反行為者に対する注意、市への違反行為の通報、禁止区域内の市民等及び事業者に対する啓発その他の客引き行為等の適正化のための活動を行うものとする。

第4章 北九州市客引き行為等適正化推進協議会

(設置及び所掌事務)

第17条 市に、北九州市客引き行為等適正化推進協議会を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、禁止区域の指定、範囲の変更及び指定の解除に関する意見の具申、市が行う客引き行為等の適正化のための取組に関する提言等を行うものとする。

(組織)

第18条 協議会は、委員6人以内で組織する。

(委員等)

第19条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、地域団体の代表者、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他市長が適當と認める者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会に係る委任)

第21条 この章に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(関係機関との連携)

第22条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対し、不適正な客引き行為等に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なく第10条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく第11条の規定による報告の要求に対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 正当な理由なく第12条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の過料を科する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第14条までの規定、第15条第2項第1号（第9条の規定による勧告に係る部分を除く。）の規定及び第24条の規定は、規則で定める日から施行する。

(令和4年規則第47号で令和4年12月16日から施行)